

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月20日（水曜日）

高野 光二 議員（ふくしま未来ネットワーク）



※ [全員協議会について](#) [東京電力説明資料](#)

高野光二議員

先ほど、坂本栄司議員の質問の冒頭、警戒区域の議員が3人いるとの発言があったが、私もそのうちの1人である。

事故から1年後、私の母が亡くなった。病院の中で家に帰りたいと懇願していたが、自宅に戻ることなく、最後は病院で息を引き取った。そういう思いの方が避難者の中にはたくさんいる。事故の収束や賠償も含め、あらゆる問題を早く解決しなければならないと思っている。

起きた事故にはさまざまな反省がその中にあり、当然、東京電力（株）は大きな責任を問われる。一昨日の政府機関を招致した全員協議会においても、原子力行政を進める中で、大きな反省をすべきという確認があった。その上で、国も責任を持ってしっかり取り組むという答弁をもらったが、具体的なものはいま一つ足りなかったと思っている。本日は東京電力（株）に来てもらっているのだから、これまで会派の調査や要望活動の中で感じたさまざまな疑問について、会派を代表して質問する。

初めに、作業員の安全確保ということで、これまで何度か東京電力（株）に質問し、文書でも照会してきたが、事故により放射能で汚染された冷却水を一時保管している施設に、フェロシアン化ニッケルを投入したかについてである。

文書では、ゼオライトを投入したという回答がまことしやかにあったが、そのことについての見解をまず聞く。

東京電力（株）原子力・立地本部長

恐らく、アレバ社から提供されている汚染水除染システムにフェロシアン化ニッケルを使っているかとの質問だと思うが、確かに使っている。

高野光二議員

質問に答えていないので、再度答弁願う。

東京電力（株）原子力・立地本部長

以前にした回答は、ゼオライトを投入したという内容だけであり、フェロシアン化ニッケルの投入について回答していないとの指摘だと思う。

ゼオライトも使ったが、フェロシアン化ニッケルも使っている。

高野光二議員

回答文書は残っているが、ゼオライトを使っているという記載だけであり、フェロシアン化ニッケルという言葉は一つも出てこない。

調べてみると、ゼオライトとフェロシアン化ニッケルを1対1くらいの割合で投入している。量としては597m³である。この投入されたものは、現在どのように管理されているのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

従来、健全なときには、1～4号機の南側に集中ラドウエスト設備というものがあつた。そこには放射性廃棄物を造粒する装置があり、タンクがある。そのタンクの中に、スラッジ（処理に伴って出る泥状の物）状になったフェロシアン化ニッケル597m³を保管貯蔵している。

高野光二議員

フェロシアン化ニッケルは、一般的に青酸ガスと言われるシアン化水素を発生させる。それをわかつた上で保管していると思うが、その周りでは毎日約5,000人の作業員が作業している。現在はどのような保管状態にあるのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

議員指摘のとおり、フェロシアン化ニッケルは条件により反応し、シアン化水素という有毒ガスを発生する原因になる。その条件の1つは温度であり、250度以上だつたと思うが、この温度が高温になったときに反応が促進する。もう1つはpHであり、そのコンディションが強酸もしくは強アルカリの状態のときに反応が進む。

現在の保管状態は、pHで言えば7～10くらいで安定保管しており、特に酸やアルカリのどちらにも振れることなく保管している。また、温度についても観測しているが、平常の周りの温度と十分変わらない状況で保管している。

さらに、その物質自体が放射線を出していることから、そのことによって反応を促進する可能性もあるやに考え、この物質に放射線を当て、シアン化水素が発生するかについても実験を行っている。既に、同じような環境で10年分蓄えられた量の放射線を当てたが、特に有意なものは出ていない。

加えて、当然ながら、現地の換気・空調系の出口から有害物質が出ていないか確認しているが、そこでもシアン化水素は検出されていない。

高野光二議員

我々が現地調査に入ったときは、大変不親切な対応であつた。事前に調査項目や場所等を指定していたが、担当者が不在ということで、全く説明がなされなかつた。

今の説明では例えば250度以上という条件があつたが、専門家によれば、夏場の高温期や、3年程度の期間を経過すると自然分解するともいう。その点についてはどうか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

夏場の高温期ということだが、現地では保管タンクの温度を計測しており、30度以下であることを確認している。したがって、外気が異常に高くなつても、その中に特段の影響を及ぼしているとは考えていない。

ただ、有害物質を出す可能性がある物質なので、状態に変化がないか、換気・空調系から有害物質が出ていないかなど、今後も厳重に監視していきたい。

高野光二議員

前段、約5,000人の作業員が毎日そこで作業していると述べたが、そういった危険な物質が常にそこにあり、万が一吸い込むことがあれば、一呼吸で即死に至る物質である。10年後まで安全ということではなく、いち早くこれをどう処理するかを考えるべきである。この問題を解決する見通しはあるのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

有害物質のもとにもなるが、同時に事故直後の汚染水を処理をしたものであることから、放射能としても高濃度のものである。先ほど、サリー、キュリオン（いずれもセシウム除去装置）やALPS（多核種除去設備）のカートリッジについて、できるだけ早く最終的な処分を考えるべしとの意見をいただいているので、これについても同様に考えたい。

ただ、残念ながら、化学物質のフェロシアン化ニッケルだからというよりも、放射線量が高いからという理由で、まだ我々に具体的な解決方法が見えているわけではない。広く世界中から知見を集め、何とかしてリスクを下げる努力をした

い。

高野光二議員

次に、相次ぐトラブルへの対応について聞く。

報道のほか先ほどの説明でも、3号機のメルトダウン（炉心溶融）が格納容器まで達しているのではないかとということである。圧力容器を突き抜け、格納容器まで突き抜けている可能性もあり、むしろその可能性のほうが私は大きいと思うが、そうであれば廃炉作業が非常に難しくなると認識している。

現在、その状況をどこまでつかんでいるか。また、格納容器まで突き抜けているとすれば、どのような方法で廃炉に向かうのか。

東京電力（株）原子力・立地本部長

さきに我々が3号機について公表した「原子炉の注水は、5～6時間程度早めに機能を停止していた結果として、溶融した炉心は原子炉圧力容器を突き抜け、ほぼ全量に近い炉心が格納容器に落下した可能性がある。」という内容を受けての質問だと思う。

3号機の格納容器の健全性については、現在、ほかの号機と同じように調査が進んでいる。手元に配付している資料1の3ページに3号機の断面図があるが、図のとおり、3号機は幸い水が張れる状態にある。この図は実態を示しており、フラスコ状の格納容器の赤道部分くらいまで水がたまっているので、底面の格納容器に大きな貫通部分があるとは考えていない。

1～3号機のいずれにも共通することであり、1、2号機ではその可能性が高いのだが、格納容器に漏えいがあれば、その箇所を発見して止水を試みる。しかし、線量が高いため、遠隔操作で実施しなければならないので、その技術を現在開発中である。

止水した上で格納容器内に水をためるが、水をためるのは冷却というより作業員の被曝を抑えるためであり、そこに溶け落ちている炉心から直接放射線を浴びないように水をためた上で、上部から遠隔操作で取り除く。これが大まかなアウトラインだが、炉心の実態はまだ未確認の部分が多く、詳細の手順や手続についてはまだ定められていない。現在はロボット様のものを駆使し、鋭意、中の状態を確認しているところである。

高野光二議員

限られた時間なので次の質問に入る。原子力事故及び原子力損害賠償についてである。

質問に入る前に、一昨日の文部科学省の説明によると、東京電力（株）から支払われた賠償の実績は現時点で85%ということである。原発事故に対して社長からおわびの言葉もあったが、迷惑をかけた被災者や県民への見舞金的な考え方はあるか。

東京電力（株）代表執行役社長

何度か指摘を受けているが、原子力損害賠償法に基づき、この3年数カ月にもわたり、原子力損害賠償をずっと続けてき

ている。これからもそういった形でしっかり対応していきたい。

高野光二議員

賠償ではなく、見舞金としての考えがあるかと聞いている。

東京電力（株）代表執行役社長

そういう意味で言うと、見舞金という概念は今のところ持ち合わせていない。原子力損害賠償法にのっとり、原子力損害の実態に基づき、その賠償をしていくという形をとっていきたい。

高野光二議員

見舞金という項目がないということだが、そういう思いが少しなりともこの賠償の形になれば・・・

次の質問に移るが、東京電力（株）の総合特別事業計画の中では、ADRセンター（原子力損害賠償紛争解決センター）の和解案を尊重するとうたっている。そのことに対する考え方を改めて聞く。

東京電力（株）代表執行役社長

議員指摘のとおり、我々の新しい総合特別事業計画の中で、3つの約束の1つに和解案の尊重が入っている。我々としては、まさに和解案を尊重して今後も賠償していくことに全く変わりはない。

高野光二議員

前段、社長は賠償の中に見舞金という思いがあると言った。また、総合特別事業計画には和解案の尊重がうたわれている。しかし、現実はどうではないか。ADRセンターの和解案は、被災者の意見を聞き、東京電力（株）の意見も聞いてセンターが出す案である。それをのまないのは、賠償や見舞いに対する社長の考えと乖離があるのではないか。

東京電力（株）代表執行役社長

ADRセンターから我々に送達されている件数は約1万2,000件である。今まだ継続協議しているものが2,500件くらいあったと思う。差し引き9,500件のうち、センターを通さず東京電力（株）との相対で解決したものなど、途中で引き下げられるケースが1,500件くらいある。残りの約8,000件については、センターから示された和解案を全部受諾している。したがって、和解案を尊重しないことは決してなく、示された和解案に沿ってしっかり賠償していきたいと思っている。

ただ、どうしても和解案の中には、中間指針に示された大きな類型に照らし、我々が「こういう人たちにはこういう賠償をしていきましょう」と3年数カ月間ずっとやってきたものと違う、なかなか両立できないものが幾つかある。そういう内容が含まれる場合、その考え方にのっとって進めてしまうと、これまで我々が進めてきた賠償と著しく不公平が生じてしまうこともある。このため、慎重に判断することはあるが、基本的に和解案は尊重していく。

高野光二議員

賠償基準は指針で明確にされているので、それは基準に従い支払うべきである。しかし、ADRは違う。それでは不服だという申し立てであり、和解案はセンターが互いの言い分を聞いた上で出す案である。今のこじつけた説明では、それをのまない理由にならない。当然のむべきである。東京電力（株）の意見も聞き、その上で中立に出された案であることを考えれば、のまないこと自体おかしいと思うが、どうか。

東京電力（株）代表執行役社長

議員指摘のとおり、中間指針に基づきずっと賠償してきた。しかし、議員も承知のとおり、例えばどこに住んでいたか、家族が何人かというある程度の類型化をしていくが、類型には当てはまるものの、自分は実はこういう事情があるということも当然ある。それらを全て聞き切れていないとお叱りを我々は絶えず受けているが、一つ一つできるだけきめ細やかに事情を聞き、必ずしも中間指針そのままではない対応をこれまでしてきたつもりである。

そうした中で、ADRは、持ち込まれた案件について仲介委員が個別事情を聞き、我々との間に和解案を示すという判断である。したがって、そういう意味では我々も和解案を尊重していきたいと考えているが、一部のケースで非常に大きな集団を類型化したものが示されている。類型化であるため、皆さんが同じ状況だという判断だと思うが、そこにはやはり個別の事情があるだろうし、その辺はこれから聞かせてもらう運びとなっている。我々もそこを聞かせてもらってから判断していくことになる。

高野光二議員

指針に基づいたものに対する支払いは当然するべきである。あとは個別事情によるということも当然であり、そのためのADRセンターへの申し立てである。また、最終的に裁判など方法はいろいろある。

これは復興の第一条件であり、被災者が新しい生活や元の生活に戻るために何としても越えなければならないハードルだと思っているので、東京電力（株）はADRセンターの和解案を完全にのむべきであることを申し添える。

次に、事故の収束と廃炉に向けた取り組みについてだが、石崎副社長の考えを聞く。

東京電力（株）代表執行役副社長

昨年1月1日、福島復興のために、我々は復興本社をJヴィレッジにつくった。福島復興のためには、とにかくできることは何でもやるという姿勢で取り組んでいるが、その大前提は、福島第一原発の廃炉作業が安定的に心配をかけないように進められることである。これからも4月につくった廃炉推進カンパニーとともに、まさに車の両輪となって福島復興のため全力を尽くしていくので、よろしく指導願う。

高野光二議員

昨年全員協議会でも石崎副社長の熱い思いを聞き、大変心に残っている。何といたっても復興には廃炉や賠償などさまざまな問題がある。いち早くこれらに向き合い、真摯に取り組んでほしいことを申し添え、質問を終わる。